# ○ひたちなか市附属機関の設置に関する条例

平成６年１１月１日

条例第１５号

（趣旨）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項及び第２０２条の３第１項に規定する附属機関については，法律又は他の条例に特別の定めがあるもののほか，この条例の定めるところによる。

（附属機関）

第２条　本市に次の附属機関を設置する。

（１）　ひたちなか市総合企画審議会

（２）　ひたちなか市環境審議会

（３）　ひたちなか市廃棄物減量等推進審議会

（４）　ひたちなか市住居表示審議会

（５）　ひたちなか市男女共同参画審議会

（６）　ひたちなか市子ども・子育て審議会

（組織，設置目的及び職務）

第３条　前条に規定する附属機関（以下「審議会等」という。）の委員は，当該審議会等に関係ある公務員，関係団体の役職員，学識経験者及びひたちなか市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから，市長が任命し，又は委嘱する。

２　前項に定めるもののほか，審議会等の設置目的及び職務については，別表に定めるところによる。

（任期）

第４条　前条の委員の任期は，２年とする。ただし，補欠により委嘱された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は，任期満了後といえども後任者の就任するまでは，なおその職務を行うものとする。

３　学識経験者以外の特定の地位又は職により選任された委員の任期は，当該地位又は職にある期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会等に，委員の互選により会長及び副会長を置く。

２　会長は，審議会等の会務を総理し，会議の議長となる。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会等は，会長が招集する。

２　審議会等は，委員の２分の１以上の出席がなければ，会議を開くことができない。

３　審議会等の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第７条　審議会等は，必要があると認めるときは，関係者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

（委員の報酬及び費用弁償）

第８条　委員の報酬及び費用弁償については，別に定めるところによる。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付　則

この条例は，平成６年１１月１日から施行する。

付　則（平成８年条例第２１号）抄

（施行期日）

１　この条例は，平成９年１月１日から施行する。

付　則（平成１２年条例第２０号）抄

（施行期日）

１　この条例は，平成１２年４月１日から施行する。

付　則（平成１２年条例第２７号）

この条例は，平成１２年１０月１日から施行する。

付　則（平成１５年条例第２号）抄

（施行期日）

１　この条例は，平成１５年４月１日から施行する。

付　則（平成１７年条例第２号）抄

（施行期日）

１　この条例は，平成１７年４月１日から施行する。

付　則（平成２６年条例第５号）

（施行期日）

１　この条例は，公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成６年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付　則（平成２８年条例第４号）

この条例は，行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の施行の日（平成２８年４月１日）から施行する。

付　則（令和４年条例第２４号）抄

（施行期日）

１　この条例は，令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

４　この条例の施行の際現に付則第２項の規定による改正前のひたちなか市附属機関の設置に関する条例第２条第３号に規定するひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において旧審査会の委員であった者に係る前項の規定による改正前の情報公開条例第２０条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については，施行日以後も，なお従前の例による。

５　施行日前に付則第３項の規定による改正前の情報公開条例第１６条第１項の規定により旧審査会にされた諮問は，審査会にされたものとみなし，当該諮問に対する調査審議の手続については，なお従前の例による。

６　この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者は，施行日に，審査会の委員として委嘱されたものとみなし，その任期は，旧審査会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

付　則（令和５年条例第２号）

この条例は，令和５年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

| 附属機関の名称 | 設置目的及び職務 |
| --- | --- |
| ひたちなか市総合企画審議会 | 市長の諮問に応じ，次の事項を審議する。<br>１　総合計画の基本構想及び基本計画に関すること。<br>２　国土利用計画市計画に関すること。<br>３　地域整備計画に関すること。<br>４　その他必要なこと。 |
| ひたちなか市環境審議会 | 市長の諮問に応じ，次の事項を審議する。<br>１　環境の保全に関すること。<br>２　その他必要なこと。 |
| ひたちなか市廃棄物減量等推進審議会 | 市長の諮問に応じ，次の事項を審議する。<br>１　一般廃棄物の減量等に関すること。<br>２　その他必要なこと。 |
| ひたちなか市住居表示審議会 | 市長の諮問に応じ，次の事項を審議する。<br>１　市長の住居表示に関する事項の調査審議に関すること。<br>２　その他必要なこと。 |
| ひたちなか市男女共同参画審議会 | 市長の諮問に応じ，次の事項を審議する。<br>１　男女共同参画社会の形成及び促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項に関すること。<br>２　その他必要なこと。 |
| ひたちなか市子ども・子育て審議会 | 市長の諮問に応じ，子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７２条第１項各号に掲げる事項を審議する。 |